

手数料返戻に係る覚書

- (1) 甲は乙に対して、採用決定者が入社後、甲の責に起因する事由により退職したときは、退職日が属する月の翌月末日までに第 3 条に基づいて支払われた紹介料に消費税を付した金額に次の比率で計算された金額を乙の指定する銀行口座に振込みにて返還するものとする。その際の振込手数料は甲の負担とする。
- ① 採用決定者が、入社日より 30 日以内に退職した場合、乙より甲に支払われた紹介料及び消費税の 80%を退職日が属する月の翌月末日までに振込みにて返還するものとする。その際の振込手数料は甲の負担とする。
- ② 採用決定者が、入社日より 30 日を超え 90 日以内に退職した場合、乙より甲に支払われた紹介料及び消費税の 50%を退職日が属する月の翌月末日までに振込みにて返還するものとする。その際の振込手数料は甲の負担とする。
- (2) 採用決定者の退職が、採用決定時に合意した労働契約の内容と異なることに起因する場合、または乙または、特定技能所属機関の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合は、前項の規定は適用されないものとする。
- (3) 乙の事由に起因する採用決定者の退職、及び解雇もしくは死亡等の不測の事態による退職の場合は、第 1 項の規定は適用されないものとする。

年 月 日

甲 住 所：

氏 名： 株式会社 B I H 印
代表取締役

乙 住 所：

氏 名： 印
代表取締役